令和3年度

釧路市各会計予算書

令和3年度釧路市各会計予算書

上 次

1	_	般	会	計		 		3							
2	特	別	会	計											
	(1)	国 民	健力	東 保	険	 	1	7							
	(2)	国民健康	保険阿罗	ま診療所 事	丰業	 	2	. 1							
	(3)	国民健康	保険音別	削診療所哥	丰業	 	2	7							
	(4)	後期	高齢	者 医	療	 	3	3							
	(5)	介	護	保	険	 	3	7							
	(6)	魚揚	場場	事	業	 	4	3							
	(7)	駐車	i 場	事	業	 	4	9							
	(8)	動物	園	事	業	 	5	3							
3	企	業	会	計											
	(1)	病	院	事	業	 	6	1							
	(2)	水	道	事	業	 	6	7							
	(3)	エ 業	用水	道事	業	 	7	3							
	(4)	下 水	道	事	業	 	7	7							
	(5)	公設地	方 卸 売	市場事	業	 	8	1							
	(6)	港 湾	整 4	帯 車	丵	 	8	. 5							

総 括 表

	会 計 名		当初予算額	第1	回	第2回		第3回	第4回	第5回	第6回		
	—	PI	73		170 / 异银	月	日	月 E		月日 千円	月日 千円	月日 千円	月日 千円
_	A	₽ E	会	計			十円	+1	7	+141	十円	十円	十円
	国 民	健	康 保	険	17,524,454								
	国民健原	東保険阿	寒診療所事	業	459,744								
特	国民健康	東保険音	別診療所事	業	351,924								
別	後期	高齢	者 医	療	2,607,935								
会	介護保険	保険	事業勘	定	16,894,016								
計	保	介 事 第	サ ー ビ 集 勘	ス 定	127,746								
ĀI	魚	易場	事	業	154,037								
	駐	車 場	事	業	121,212								
	動物	勿	事	業	461,399								
	病	院	事	業	19,758,119								
企	水	道	事	業	10,511,879								
業	エ 業	用水	道事	業	95,360								
会	下 7	k 道	事	業	10,298,127								
計	公 設 地	,方 卸:	売市場事	業	149,744								
	港湾	整	備事	業	4,012,503								
	合		計		179,828,199								

一 般 会 計

令和3年度釧路市一般会計予算

令和3年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,300,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる 事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 25,000,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算 **歳入**

款	項	金額			
		千円			
1 市 税		20,455,349			
	1 市 民 税	8,656,994			
	2 固定資産税	8,407,677			
	3 軽 自 動 車 税	409,924			
	4 市 た ば こ 税	1,532,278			
	5 鉱 産 税	16,582			
	6 入 湯 税	103,631			
	7都市計画税	1,328,263			
2 地 方 譲 与 税		656,875			
	1 地方揮発油讓与税	149,000			
	2 自動車重量譲与税	408,000			
	3 森林環境譲与税	61,875			
	4 特 別 と ん 譲 与 税	28,000			
	5 航空機燃料讓与税	10,000			
3 利 子 割 交 付 金		9,000			
	1 利 子 割 交 付 金	9,000			
4配当割交付金	1 配 当 割 交 付 金	32,000 32,000			
	1 配 当 割 交 付 金				
3 体以导吸及所得的关门业	1 株式等譲渡所得割交付金	31,000 31,000			
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 体以导版版/// [符码文刊 显	168,000			
	1 法人事業税交付金	168,000			
7 地方消費税交付金		4,200,000			
	1 地方消費税交付金	4,200,000			
8 ゴルフ場利用税交付金		7,100			
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,100			
9 環境性能割交付金		29,000			
	1 環境性能割交付金	29,000			
10 地 方 特 例 交 付 金		474,273			
	1 地 方 特 例 交 付 金	131,701			
	2 新型コロナウイルス感染症対策	342,572			
	地方税減収補塡特別交付金				
11 地 方 交 付 税		22,520,000			
	1 地 方 交 付 税	22,520,000			
12 交通安全対策特別交付金		18,000			
	1 交通安全対策特別交付金	18,000			

款	項	金額
		千円
13 分 担 金 及 び 負 担 金		667,418
	1 分 担 金	21,680
	2 負 担 金	645,738
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,591,104
	1 使 用 料	1,976,431
	2 手 数 料	614,673
15 国 庫 支 出 金		20,403,850
	1国庫負担金	17,508,497
	2 国 庫 補 助 金	2,857,093
	3 国庫委託金	38,260
16 道 支 出 金		5,893,213
	1 道 負 担 金	4,511,834
	2 道 補 助 金	1,018,221
	3 道 委 託 金	363,158
17 財 産 収 入		326,576
	1 財 産 運 用 収 入	173,193
	2 財 産 売 払 収 入	153,383
18 寄 附 金		1,302,420
	1 寄 附 金	1,302,420
19 繰 入 金		2,084,523
	1基金繰入金	2,084,523
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		3,625,659
	1 延滞金及び加算金	30,002
	2 預 金 利 子	170
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,912,671
	4 受 託 事 業 収 入	58,238
	5 雑 入	624,578
22 市 債		10,804,639
	1 市 債	10,804,639
歳	合 計	96,300,000

歳出

			款							項			金	額
														千円
1	議		会	ŧ		費								335,973
							1	議		会		費		335,973
2	総		矟	Š		費								4,868,352
							1	総	務	管	理	費		4,701,620
							2	徴		税		費		69,576
							3	選		挙		費		87,357
							4	監	査	委	員	費		9,799
3	民		生	Ξ		費								33,760,094
							1	社	会	福	祉	費		7,114,251
							2	老	人	福	祉	費		1,076,803
							3	児	童	福	祉	費		9,964,740
							4	生	活	保	護	費		12,803,882
							5	医	療	助	成	費		2,800,418
4	衛		生	Ξ		費								5,027,591
							1	保	健	徫	生	費		1,057,714
							2	清		掃		費		3,969,877
5	労		偅	b		費								115,248
							1	労		働		費		115,248
6	農	林	水	産	業	費								1,187,542
							1	農		業		費		747,820
							2	林		業		費		340,830
							3	水	及	董	業	費		98,892
7	商		I	-		費								3,827,816
							1	商		エ		費		3,827,816
8	土		木	7		費								6,095,823
							1	土	木	管	理	費		20,171
							2	道	路	橋	梁	費		2,513,388
							3	河		Ш		費		283,578
							4	都	市	計	画	費		65,749
							5	公		園		費		616,582
							6	住		宅		費		2,596,355

		款]	頁			金	額
													千円
9	港		湾		費								1,064,368
						1	港		湾		費		1,064,368
10	消		防		費								575,299
						1	消		防		費		575,299
11	教		育		費								5,268,977
						1	総		務		費		1,766,543
						2	小	学		校	費		629,565
						3	中	学		校	費		460,473
						4	高	等	学	校	費		63,260
						5	幼	稚		園	費		177,869
						6	社	会	教	育	費		1,185,415
						7	保	健	体	育	費		985,852
12	災	害	復	旧	費								15,000
						1	農	林水産業	施設	災害復	复旧費		4,000
						2	土	木 施 設	災	害 復	旧費		11,000
13	公		債		費								12,945,049
						1	公		債		費		12,945,049
14	諸	支		出	金								10,083,265
						1	特	別会	計	繰 占	出金		9,717,256
						2	基	金	償	還	金		366,009
15	職		員		費								11,039,603
						1	職		員		費		11,039,603
16	予		備		費								90,000
						1	予		備		費		90,000
		歳			出		•	合	i	#			96,300,000

第2表 債務負担行為

		事			項				期		間		限	Į	度	額	į
包	括連	携:	協定	事	業	推	進	費	令和4年度	から令き	和5年原	度まで				17,	千円 700
新	ごみ旨	是終	処 分	場	整 備	事	業	費	令和4年度	から令	和5年/	度まで		:	2, 0	54,	575
公	営	住	宅	等	建	Ē	殳	費	令和4年度	から令き	和5年原	度まで		,	1, 0	61,	582
新	給 食	セン	タ -	—	隆 備	事	業	費	弇	3和4年	度					80,	806
市	立美徘	前館1	上画月	展 開	催	費補	亅助	金	Ŷ	3和4年	度					11,	000

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 有 施 設 補 修・改 修 事 業 費	1 20 100			
阿寒湖アイヌ施策推進費	39,600			
ア イ ヌ 政 策 推 進 交 付 金 事 業 費	9,600			
音別地域交流拠点施設整備事業費	162,700			
コミュニティセンター施 設 整 備 費	41,800			
アイヌ住 宅 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	10,100	普通貸借		政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には思える。
老人福祉施設整備協力費	434,200	又は		置期間を含め30年以 内に元利均等その他 の方法により償還す
法 人 立 保 育 所 等整 備 費 補 助 金	163,900	証券発行	ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方	る。 ただし、財政上の都合 等により繰上償還し、 又は本期間中に未償
火葬場施設整備費	90,100		資金について、利	還額の範囲内におい て借り換えることがで きる。
釧路広域連合負担金	1,353,800		後においては、当該見直し後の利率	
新 ご み 最 終 処 分 場 整 備 事 業 費	409,100			
農業用水道管理費	22,000			
市営牧場整備費	199,100			
農道管理費	22,500			
水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 負 担 金	I 12 100			

起 債 の 目 的		起債の方法	利率	償還の方法
除雪グレーダ購入費	千円 13,300			
除雪ドーザ購入費	52,600			
市道整備事業費	769,400			
河川機能保全対策費	23,600			
低地带浸水対策事業費	252,200			
公 園 整 備 費	101,900			
公営住宅等建設費	1,170,900			み広恣全にヘハナは
港湾施設整備費	77,700			政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に
国直轄港湾工事負担金	550,500	普通貸借		は起債の翌日から据 置期間を含め30年以 内に元利均等その他
国直轄空港工事負担金	77,000	又は	5. 0%以内	の方法により償還する。 ただし、財政上の都合
消防施設整備費	201,900	証券発行	トだし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方	等により繰上償還し、 又は本期間中に未償 還額の範囲内におい
阿 寒 湖 義 務 教 育 学 校 整 備 事 業 費	196,800		公共団体金融機構 資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率	て借り換えることができる。
新 給 食 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	91,500			
中学校施設整備費	25,300			
阿寒幼稚園改修事業費	111,800			
博物館施設整備費	41,900			
生 涯 学 習 センター 施 設 整 備 費	13,300			

起 債 の 目 的		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民文化会館施設整備費	千円 26,800			
湿原の風アリーナ釧路 施 設 整 備 費	75,100			政府資金については その融資条件により、
釧 路 ア イ ス ア リ ー ナ 施 設 整 備 費	201,600	普通貸借		銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他
大 規 模 運 動 公 園 施 設 整 備 費	28,900	又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直 し方式で借り入れる	の方法により償還する。 ただし、財政上の都合 等により繰上償還し、
水道事業会計出資金	362,000		政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金について、利	又は本期間中に未償 還額の範囲内におい て借り換えることがで
過 疎 対 策 事 業 債(ソ フ ト 分)	310,200		率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率	きる。
臨 時 財 政 対 策 債	3,037,739			
計	10,804,639			

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和3年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,524,454千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 1,000,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

				款								Į	頁				金	額
																		千円
1	玉	民	健	康	保	険	収	入										17,524,454
									1	玉	民	健	康	保	険	料		2,485,199
									2	道		支		出		金		13,274,873
									3	財		産		収		入		241
									4	繰			入			金		1,738,655
									5	諸			収			入		25,486
			歳				入			Ę	<u></u>		ī	†				17,524,454

歳出

			崇	欠					項				金		額				
																		7	千円
1	玉	民	健	康	保	険	費										1	7,524,4	54
								1	総			務			費			339,6	15
								2	保	陊	È	給		付	費			12,776,2	70
								3	玉	民	仮	ŧ	康	保	険			4,012,0	07
									事	業	堻	ŧ	納	付	金				
								4	共	同	事	業	拠	11 出	金				5
								5	財	政 安	定	化基	ま 金	き拠 と	出金				5
								6	保	侹	ŧ	事		業	費			153,2	80
								7	諸		支		出	1	金			240,2	72
								8	予			備			費			3,0	00
		j	歳			出			í	合			計				1	7,524,4	54

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

議案第3号

令和3年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ459,744千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 150,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国 民 健 康 保 険		459,744
阿寒診療所事業収入	1 診 療 収 入	161,379
	2 使用料及び手数料	1,387
	3 道 支 出 金	6,055
	4 繰 入 金	269,082
	5 諸 収 入	5,041
	6 市 債	16,800
歳 入	合 計	459,744

歳出

		款						項		金	額
											千円
1 [国民	健	康	保	険						459,744
ß	阿 寒 診	療	所	事 業	費	1	総	務	費		338,534
						2	医	業	費		87,802
						3	公	債	費		32,908
						4	予	備	費		500
	歳			出			合	計			459,744

第2表 地 方 債

起	信	Ę	の	E	3	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
医療		械	器	具		備費		16	手円	普通貸借 又は 証券発行	た方式資金の大大では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	の 、で金体つ直い後の 外 が が が が が が が が が が が が が	そ銀は置内のるた等又還の行起期に方。だには額	融そ債間元法 いよ本のり資ののを利し 見り其筆換	そのとりこ オ繰りの条他翌々りよ 政上問囲	牛の日か等り 上二中内に場かCそ償 の道にに	てよ合ら年の還 都還未おがは、に据以他す 合、償いで

国民健康保険音別診療所事業特別会計

議案第4号

令和3年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ351,924千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 30,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国 民 健 康 保 険		351,924
音別診療所事業収入	1 診 療 収 入	84,878
	2 使用料及び手数料	664
	3 道 支 出 金	5,784
	4 繰 入 金	243,205
	5 諸 収 入	2,393
	6 市 債	15,000
歳 入	合 計	351,924

歳出

		款						項		金	額
											千円
1 国	民	健	康	保	険						351,924
音	別診	療	所	事 業	費	1	総	務	費		289,785
						2	医	業	費		57,418
						3	公	債	費		4,321
						4	予	備	費		400
	歳			出			合	計			351,924

第2表 地 方 債

	起	信	į	の	E	1	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
3	医療		械	器	具		備費		15	手円	普通貸借	た方式資金の大大では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	0% 、で金体つ直い後の 、で金体の直い後の 利明りび融でをは利 率入地機利っ当 直る方構 た該	そ銀は置内のるた等又還の行起期に方。だには額	融そ債間元法 いよ本のり資ののを利し 見り其筆換	(そ) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	牛の日か等り 上二中内に場かCそ償 の道にに	てよ合ら年の還 都還未おがは、に据以他す 合、償いで

後期高齢者医療特別会計

令和3年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,607,935千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

款		項		金	額
					千円
1 後期高齢者医療収入					2,607,935
	1 後	期高齢者医タ	療保険料		1,891,361
	2 繰	入	金		708,039
	3 繰	越	金		1
	4 諸	収	入		8,534
歳 入	1	計			2,607,935

				款								Į	頁				金	額	
																		Ŧ	ĹΉ
1	後	期	高	齢	者	医	療	費										2,607,93	35
									1	総			務			費		27,43	39
									2	後	期	高	蛤	者	医	療		2,575,39	96
										広	域	連	合	納	付	金			
									3	諸		支		出		金		5,10	00
			歳				出			Ę	=		į	Ħ				2,607,93	35

介護保険特別会計

令和3年度釧路市介護保険特別会計予算

令和3年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,894,016 千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,7 46千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 500、000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(保険事業勘定)

歳入

			款							Į	頁				金額	
															=	千円
1	介	護	保	険	収	入									16,894,0	16
							1	介	言	蒦	保	ß	矣	料	3,125,7	776
							2	玉	厦	Ī	支	Ł	Ħ	金	4,185,6	371
							3	支	払	基	金	交	付	金	4,353,7	⁷ 65
							4	道		支		出		金	2,356,8	38
							5	財		産		収		入	1,7	787
							6	繰			入			金	2,868,2	238
							7	繰			越			金		1
							8	諸			収			入	1,9	940
		葴	į		入			4	À		Ī	+			16,894,0	16

		ļ	款						項			金	額
													千円
1	介	護	保	険	費								16,894,016
						1	総		務		費		447,022
						2	保	険	給	付	費		15,592,381
						3	地	域	泛 援	事業	費		842,626
						4	基	金	積	<u> </u>	金		1,787
						5	諸	支	ζ	出	金		10,200
		歳		出	!		É	<u>}</u>	i	Ħ			16,894,016

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護サービス事業収入		127,746
	1 サ ー ビ ス 収 入	85,274
	2 使用料及び手数料	4,788
	3 繰 入 金	33,000
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	883
	6 市 債	3,800
歳 入	合 計	127,746

款	項	金額
		千円
1 介護サービス事業費		127,746
	1 総 務 費	12,147
	2 サ ー ビ ス 事 業 費	114,362
	3 公 債 費	1,236
	4 諸 支 出 金	1
歳出	合 計	127,746

第2表 地 方 債

(介護サービス事業勘定)

起	債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
施	設	整	備	費		3	手円	普通貸借	ただして し方式で 政共団に 資金の見面	9% 、 利り 以 率入 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	そ銀は置内のるた等又還の行起期に方。だには額	融そ債間元法(よ本のり)ののを利し、則り其軍換	条他翌岁は 水繰間囲 水水	牛の日か等り 上ば中内に場かりそ償 の道にに	合ら年の還 都に据以他す 合

魚揚場事業特別会計

令和3年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和3年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,037千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

	款					項			金	額
										千円
1 魚 揚	場 事	業业	又入							154,037
				1 使	用料	及び	手 数	料		61,832
				2 分	担 金	及び	負 担	金		2,328
				3 国	庫	支	出	金		10,000
				4 財	産	J	収	入		1,843
				5 繰		入		金		49,001
				6 諸		収		入		8,533
				7 市				債		20,500
į	裁	7	· ·	1		計				154,037

			款						J	頁		金額
												千円
1	魚	揚	場	事	業	費						154,037
							1	事		業	費	152,148
							2	公		債	費	1,389
							3	予		備	費	500
		葴	ŧ		出			合		計		154,037

第2表 地 方 債

	起	債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
7	施	設	整	備	費		200	千円	普通貸借 又は 証券発行	た方では、大だ式では、大方の方の一般では、大方の一般では、大学のでは、まればればればればればればればればればればればればればればればればればればれば	0% 以 単の では では できます できます できます できます できます できます できます できます	そ銀は置内のるた等又還の行起期に方。だには額	融そ債間元法 いよ本のり資ののを利し 見り其筆換	そのとりこ オ繰りの条他翌々りよ 政上問囲	牛の日か等り 上に中内に場かりそ償 の道にに	てよ合ら年の還(都還未おがは、に据以他す)合、償いで

駐車場事業特別会計

令和3年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和3年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,212千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

款			項		金	額
						千円
1 駐車場事業	収入					121,212
		1 事		収 入		89,483
		2 財	産	収 入		518
		3 繰	入	金		30,393
		4 諸	収	入		818
歳	入	合	計	,		121,212

			款						;	項		金	額
													千円
1	駐	車	場	事	業	費							121,212
							1	事		業	費		116,212
							2	予		備	費		5,000
		总	ŧ		出			合		計			121,212

動物園事業特別会計

令和3年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和3年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,399千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、 100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

			款									項					金	<u>:</u>	額
																			千円
1	動	物	遠	事	業	収	入												461,399
								1	使	用	料	及	び	手	数	料			59,338
								2	道		支	•	ŀ	出		金			720
								3	財		産		J	収		入			49
								4	寄			ß	付			金			1
								5	繰			J	/			金			359,629
								6	繰			走	<u>戉</u>			金			1
								7	諸			Ц:	又			入			61
								8	市							債			41,600
		į	裁			入			í	<u> </u>			計						461,399

			款						項		金	額
												千円
1	動	物	園	事	業	費						461,399
							1	事	業	費		442,665
							2	公	債	費		15,734
							3	予	備	費		3,000
		葴	ŧ		出			合	計			461,399

第2表 地 方 債

	起	債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
7.	施	設	整	備	費		41	千円	普通貸借 又は 証券発行	ただし、で大方所会の人ができる。	% 利借及金いしての 以 率入地機利っさは利 直る方構 が、率	そ銀は置内のるた等又還の行起期に方。だには額	融そ債間元法(よ本のり)のでを末り、り其軍換	条他翌岁は 水繰り囲 水漁門 大神の かんりょう はいかい かんり	牛の日か等り 上に中内に場かりそ償 の道にに	合ら年の還 都に据以他す 合

企 業 会 計

病院事業会計

令和3年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

 (1)病
 床
 数
 643床

 アー般病床
 535床

 イ精神病床
 94床

 ウ感染症病床
 4床

 工結核病床
 10床

(2) 患 者 数

区 分	年間延患者数	一日平均患者数
	人	人
入 院 患 者	159,505	4 3 7
外 来 患 者	278, 300	1, 150
計	437,805	1, 587

(3) 主要な建設改良事業

 ア 院 舎 改 修
 261,536千円

 イ 医療機械等整備
 521,414千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

,	収	入		
第1款 病院 事業収	益	16,	459,	559千円
第1項 医 業 収	益	14,	428,	736千円
第2項 医 業 外 収	益	1,	802,	652千円
第3項 高等看護学院	収 益		108,	170千円
第4項 特 別 利	益		120,	001千円
	支	出		
第1款 病院 事業費	用	18,	267,	972千円
第1項 医 業 費	用	17,	765,	4 3 0 千円
第2項 医 業 外 費	用		240,	569千円
第3項 高等看護学院	費用		108,	170千円
第4項 特 別 損	失		153,	803千円
トルロッコ マッドナ ロン				

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額

に対し不足する額706,599千円は、当年度分資本的収支調整額1,059千円及び過年度分損益勘定留保資金705,540千円で補塡するものとする。)。

	収	人		
第1款 資 本 的 収	入		783,	5 4 8 千円
第1項 企 業	債		782,	700千円
第2項 固定資産売却	1代金			1千円
第3項 寄 附	金			1千円
第4項 投	資			8 4 6 千円
	支	出		
第1款 資 本 的 支	出	1,	490,	147千円
第1項 建 設 改 臣	良 費		782,	950千円
第2項 企業債償	還 金		635,	079千円
第3項 投	資		71,	808千円
第4項 基 金 積 五	立 金			10千円
第5項 道補助金消費税	返還金			300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額
新棟建設等基本設計業務委託費	令和4年度	194,128千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円		- 1	
			5.0%	政府資金については
			以内	その融資条件により、銀行その他の場
		₩ \₹ \₽ \II.	ただし、利	り、銀行その他の場 合には起債の翌日か
		普通貸借	率見直し方 式で借り入	ら据置期間を含める
院舎増改築費	261, 300		れる政府資	0年以内に元利均等
		又は	金及び地方 公共団体金	その他の方法により
医療機械等整備費	5 2 1, 4 0 0		融機構資金	償還する。
		証券発行	について、 利率の見直	ただし、財政上の都
			しを行った	合等により繰上償還
			後において は、当該見	し、又は本期間中に 未償還額の範囲内に
			直し後の利 率	おいて借り換えるこ
計	782, 700		一半	とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,567,690千円

(2) 交 際 費

1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,147,528千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名	数量
	アフターローディングシステム	1 式
医療機械	超音波ジェットウォッシャー	1 式
	手 術 顕 微 鏡	2 台

令和3年2月26日提出

水道事業会計

令和3年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1)総配水量20,403千㎡
- (2) 一日平均配水量 55,899㎡
- (3) 給 水 戸 数 91,199戸
- (4) 主要な建設改良事業

ア 管 路 布 設 イ 浄 水 場 整 備

5, 937m 3か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 水道事業収益		5, 265, 386千円
第1項 営 業 収 益		4,748,913千円
第2項 営 業 外 収 益		5 1 6, 4 7 3 千円
支	出	
第1款 水道事業費用		4, 502, 864千円
第1項 営 業 費 用		4,262,523千円
第2項 営業外費用		240,341千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,955,098千円は、当年度分資本的収支調整額304,153千円、当年度分損益勘定留保資金1,871,997千円、減債積立金580,151千円及び建設改良積立金198,797千円で補塡するものとする。)。

収	入		
第1款 資 本 的 収 入	3,	053,	917千円
第1項 企 業 債	2,	183,	800千円
第2項 出 資 金		362,	000千円
第3項 他会計負担金		54,	538千円
第4項 工 事 負 担 金			399千円
第5項 国 庫 補 助 金		453,	180千円
支	出		
第1款 資 本 的 支 出	6,	009,	015千円
第1項 建 設 改 良 費	4,	446,	362千円

水道事業会計

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年度	年 割 額
1資本的 支 出	1建 設 改良費	導水管路環境調査業務 (第2期)	千円 22,517	令和3 令和4	千円 1,727 20,790

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上拡 水	千円 768,400 1,097,000 189,100 129,300 2,183,800	普通貸借 フロス は は	・ 1 0 以 、しり府地体資で見っていまっているのでは、し直借政び団構いの行お当後し直借政び団構いの行お当後のである。 直たて見利	政その保証のではよりでは、 ではよ場からののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1)職員給与費

715,793千円

(2) 交際費

100千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,73 5千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

水道事業会計

工業用水道事業会計

令和3年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数

4 か所

(2)総 給 水 量

3, 154千m³

(3) 一日平均給水量

 $8, 641 \,\mathrm{m}^3$

(4) 主要な建設改良事業

ア 遠方監視装置更新

1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入		
第1款 工業用水道事業	収益		68,	271千円
第1項 営 業 収	益		65,	917千円
第2項 営業外収	益		2,	3 5 4 千円
	支	出		
第1款 工業用水道事業	費用		62,	6 2 4 千円
第1項 営 業 費	用		60,	307千円
第2項 営業外費	用		2,	3 1 7 千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,736千円は、当年度分資本的収支調整額2,734千円及び過年度分損益勘定留保資金30,002千円で補塡するものとする。)。

	文	Щ	
第1款 資 本 的	支 出	3	2,736千円
第1項 建 設 改	良 費	3	0,072千円
第2項 企業債價	賞 還 金		2,664千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は それ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな

工業用水道事業会計

い。

(1)職員給与費 9,700千円

令和3年2月26日提出

下水道事業会計

令和3年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1)総 処 理 水 量

29, 190千m³

(2) 主要な建設改良事業

ア管渠布設

1, 026 m

イ 処 理 場 整 備

6 か所

ウポンプ場整備

1か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)16,400千円を借り入れる。

	収	入			
第1款 下水道事業	収 益		7,	515,	490千円
第1項 営 業 収	益		5,	115,	8 4 2 千円
第2項 営業外収	益		2,	399,	6 4 8 千円
	支	出			
第1款 下水道事業	費用		6,	399,	882千円
第1項 営 業 費	用		5,	919,	2 2 4 千円
第2項 営業外費	用			480,	6 5 8 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,219,315千円は、当年度分資本的収支調整額91,456千円、当年度分損益勘定留保資金1,646,579千円及び減債積立金481,280千円で補塡するものとする。)。

収	入			
第1款 資 本 的 収 入		1, 6	78,	930千円
第1項 企 業 債		1, 2	29,	900千円
第2項 国 庫 補 助 金		4 :	24,	950千円
第3項 他会計補助金			16,	870千円
第4項 分担金及び負担金			7,	210千円
支	出			
第1款 資 本 的 支 出		3, 8	98,	245千円
第1項 建 設 改 良 費		1, 6	15,	389千円
第2項 企業債償還金		2, 2	78,	5 5 4 千円

下水道事業会計

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道建設事業費 資本費平準化債 下水道事業債 (特別措置分)	千円 1,003,400 100,000 142,900	普通貸借 又 は 証券発行	5. 0%内 利方入資方金金、直たて見利し後は直となるとは、しり府地体資で見っい該のの方お当後の方金金、直たて見利	政府資金についてはまいてにのいてにのいてにのいてにのいてにのいてにのいる。 は起間では、は起期間に対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
計	1, 246, 300		率	とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。
 - (1)職員給与費

398,373千円

(2) 交際費

100千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助 を受ける金額は、16,870千円及び247,234千円である。

令和3年2月26日提出

公設地方卸売市場事業会計

令和3年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1)経 常 業 務

ア青果物取扱高

9 7 億円

5億円

イ 花 き 取 扱 高 ウ 市 場 施 設

売 場

6, 404 m²

貸 室

2, 216 m²

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管汚水管等改修

23,980千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 市場事業収益	1 0 1	., 141千円
第1項 営 業 収 益	6 6	5,977千円
第2項 営業外収益	3 4	4, 164千円
支	Ж	
	—	
第1款 市場事業費用	9 5	5,210千円
第1款 市場事業費用 第1項営業費用		5,210千円 4,413千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,591千円は、減債積立金19,591千円で補塡するものとする。)。

	収	人		
第1款 資 本 的	収 入		34,	943千円
第1項 企 業	債		23,	900千円
第2項 他会計補	助 金		11,	0 4 3 千円
	支	出		
第1款 資 本 的	支 出		54,	5 3 4 千円
第1項 建 設 改 」	良 費		32,	448千円
第2項 企業債償	還 金		22,	086千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円		5.0%	政府資金については
			以内	その融資条件により、銀行その他の場
声 * 签 * * * * * * * * * * * * * * * * *		普通貸借	ただし、利 率見直し入 式で借り入 れる政府資	合には起債の翌日から措置期間を含め4 0年以内に元利均等
雨水管汚水管等 改修 工事費	23, 900	又は	金及び地方 公共団体金 融機構資金	その他の方法により償還する。
		証券発行	に利し後は、直とて見っいい。	ただし、財政上の都 合等により繰上償還 し、又は本期間中に 未償還額の範囲内に おいて借り換えるこ
計	23, 900		率	とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。
 - (1)職員給与費

10,129千円

(2)交際費

10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける 金額は、11,043千円及び17,597千円である。

令和3年2月26日提出

港湾整備事業会計

令和3年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)経 常 業 務

ア	上			屋	上屋貸付		12棟
					オープンヤード貸付	105,	$7~0~9~\text{m}^2$
1	船	舶	給	水	年間給水量	28,	880m^3
ウ	荷	役	機	械	石炭荷役機械貸付		1基
					ガントリークレーン貸付		1基
工	土	地	賃	貸	貸付換算面積	222,	8 7 3 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 施設運営事業収益	523,326千円
第1項 営 業 収 益	516,560千円
第2項 営業外収益	6,766千円
第2款 埋 立 事 業 収 益	176,894千円
第1項 営 業 収 益	134,094千円
第2項 特 別 利 益	42,800千円
合 計	700,220千円
支	出
第1款 施設運営事業費用	603,162千円
第1項 営 業 費 用	550,622千円
第2項 営業外費用	52,540千円
第2款 埋 立 事 業 費 用	58,299千円
第1項 営 業 費 用	20,358千円
第2項 営 業 外 費 用	20,424千円
第2項 営 業 外 費 用 第3項 特 別 損 失	20,424千円 17,517千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,206,617千円は、当年度分資本的収支調整額60千円、減債積立金1,011,000千円、過年度分損益勘定留保資金2,173,871千円及び当年度分損益勘定留保資金21,686千円で補塡するものとする。)。

	収	人		
第1款 資 本 的	収 入		144,	425千円
第1項 国庫負	担 金		142,	829千円
第2項 固定資産売	却代金		1,	596千円
	支	出		
第1款 資 本 的	支 出	3,	351,	0 4 2 千円
第1項 建 設 改	良 費			6 6 0 千円
第2項 企業債償	環 金	3,	350,	382千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は それ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな い。
 - (1)職員給与費

44,445千円

令和3年2月26日提出